

251-0054
藤沢市朝日町
1番地の1
藤沢市役所 保険年金課

SAMPLE

令和 8年 6月 5日

2026000123456700

神奈川県藤沢市長

鈴木 恒夫

公印

① 国保 元気 様

①宛先は原則、世帯主です。



②	被保険者番号	1234567	②お問い合わせの際は この番号をお伝えください。
③	通知書番号	000123456700	③国民健康保険料の納付方法が記 載されます。
	納付方法	納付書	

国民健康保険料額通知書 兼 納入通知書

④ (調定年度 令和 8年 賦課年度 令和 8年)

あなたの令和 8年度の保険料は審査の結果、次のとおりになりましたので通知します。
令和 8年 5月24日 現在把握している情報で作成されております。
世帯主本人が国民健康保険に加入していても、同じ世帯に国民健康保険の加入者
所得未判明の方がいます。所得申告されていない場合は、申告してください。
※減額変更の方で過納額が生じた世帯には、後日、還付(充当)通知書をお送りします。

④調定年度…保険料を決定・変更した時点の年度です。
賦課年度…保険料の算定対象となった年度です。

⑤ 該当年度の保険料額です。

558,300 円

⑥ 国民健康保険料 算定内訳 ※下表の算定基礎額と被保険者数は賦課年度末の加入状況で記載されています。

		所得割			均等割			平等割		算出額合計 (円)
		算定基礎額 (円)	所得割率 (%)	所得割額 (円)	一人あたり 均等割額(円)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)	特定 月数	平等割額 (円)	
当 初	医療分	2,912,000	6.99	203,548	30,240	4	120,960	-	15,960	340,468
	支援分	2,912,000	2.99	87,068	12,720	4	50,880	-	6,720	144,668
	介護分	2,490,000	2.57	63,993	12,120	1	12,120	-	4,920	81,033
	子ども分	2,912,000	0.30	8,736	1,320	4	5,496	-	720	14,952
⑥世帯の保険料額の算定内訳や該当年度の保険料率が記載されます。 国民健康保険料は、医療分、後期高齢者支援金分(通知書では「支援分」と表記)、介護分、子ども・子育て支援金分(通知書では「子ども分」と表記)に分けて計算し、その合計が世帯の保険料額となります。 ※『算定内訳』欄の詳しい説明は、国民健康保険料額通知書兼納入通知書の裏面『1.用語の説明について』をご覧ください。										
当 初	支援分	0	6,360	-----	-----	0	12	138,308	-----	138,300
	介護分	0	-----	-----	-----	0	0	81,033	-----	81,030
	子ども分	660	660	-----	-----	0	0	13,632	-----	13,630
	医療分									
	支援分									
	介護分									
	子ども分									

* 子ども分において、均等割額に18歳以上均等割額(216円)を含んでいます。また、軽減額は18歳未満の方の均等割額を軽減した金額を含んでいます。

国民健康保険料 納期ごとの保険料額 (令和 8年度)

【普通徴収】(納付書、口座引き落とし)

納 期 限	決定保険料 (A)	納付済額 (C)	差引必要納付額 (D)
1 期 令和 8年 6月 30日	55,830 円	0 円	55,830 円
2 期 令和 8年 7月 31日	55,830 円	0 円	55,830 円
3 期 令和 8年 8月 31日	55,830 円	0 円	55,830 円
4 期 令和 8年 9月 30日	55,830 円	0 円	55,830 円
5 期 令和 8年 11月 2日	55,830 円	0 円	55,830 円
合計	558,300 円	0 円	558,300 円

⑦納期ごとの保険料額が記載されます。

普通徴収(納付書、口座引き落とし)による納付の場合は、各期の納期限や決定保険料額、通知書作成時点で把握している納付済額、決定保険料額から納付済額を差し引いた必要納付額が記載されます。
※口座振替の方は、納期限が振替日です。

※差引必要納付額(D)は、「決定保険料(A) - 納付済額(C)」により算出されます。

【特別徴収】(年金からの天引き)

特別徴収義務者	月 別	決定保険料	納付済額	差引納付額
特別徴収対象年金	4月	円	円	円
	5月	円	円	円
	6月	円	円	円
	7月	円	円	円
	8月	円	円	円
	9月	円	円	円
	10月	円	円	円
	11月	円	円	円
	12月	円	円	円
特別徴収対象年金額	合計	円	円	円

⑧特別徴収(年金からの天引き)による納付の場合は、特別徴収義務者(年金保険者)の情報や、特別徴収の対象となる年金の情報が記載されます。

年度途中に保険料額に変更があった場合、特別徴収が中止となります。

